

長崎県病院企業団監査委員公表

令和 5 年 12 月 5 日付け令和 5 年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用される同法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 28 日

長崎県病院企業団監査委員 松 尾 英 紀
同 松 尾 裕 隆

5本総第398号
令和6年2月28日

長崎県病院企業団

監査委員 松 尾 英 紀 様
監査委員 松 尾 裕 隆 様

長崎県病院企業団

企業長 米倉 正大

印

監査の結果に係る措置について（通知）

令和5年12月5日付け令和5年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果に
対して、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 意見に対する措置状況

（1）意見

① 病院経営について

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の進展の下、社会経済活動
が徐々に再開されてきましたが、依然として感染者は多く、医療関係者はその対応に
追われるとともに、診療活動を通常の対応に移行すべく努力がなされてきました。

当企業団が病院経営を担っている島原半島地域、離島地域においては、今後も急激
な人口減少や少子・高齢化の進行が予想されるとともに、特に離島では医療需要その
ものが減少に向かう中で、病院経営を取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれています。

患者総数は、入院で 19,460 人の減（対前年度比 94.8%）、外来で 5,716 人の
減（対前年度比 99.1%）と減少しており、特に五島地域、上五島地域において大き
な減少となっています。また新入院患者数は微減となっています。

患者数が大きく減少した要因については、コロナ禍を経験したことによる患者意識
の変化や人口減少、高齢化の進行、看護師の不足など複数の要因が関係していると考
えられますが、一時的な要因以外の要因を含んでおり、今後の病院経営にも大きく影
響してくることが懸念されるため、しっかりと分析し対処していく必要があります。

また、一部地域では域内受診率の低下が出てきており、一層の郷診郷創の取組（行

政と一体となった「地域での受診が地域を創る」の取組)が求められます。

さらに、地域においては、退院患者の受入先や受入態勢が不足しており、患者を退院させたくてもさせられず、入院が長期化する状況が見受けられるため、必要な医療の提供と県民福祉の増進を図るために、医療と福祉のさらなる連携が望されます。

一方、当企業団の経営状況は、平成27年度以降、5年連続で経常損益が赤字となっていましたが、令和2年度以降は、国や県からの新型コロナウイルス感染症対策の補助金等の支援もあり、経常損益は黒字に転じており、令和4年度においては、2,498,002千円の黒字を達成しています。

しかしながら、本業部分である医業収益については、患者数の減少等により令和2年度以降悪化傾向にあり、令和4年度においては4,368,168千円の赤字を示すなど、企業団発足以来、最も厳しい状況となっています。

令和6年度からは、新型コロナウイルス感染症対策にかかる臨時特例的な支援も廃止が予定されているため、患者の動向やニーズも踏まえながら一層の経営効率化に取り組む必要があります。

このような中、国は、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン(令和4年3月)」において、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、限られた医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要との考え方を示し、令和5年度までに「公立病院経営強化プラン」の策定を求めています。

当企業団としても、長崎県が策定した「地域医療構想」との整合性を図りつつ、将来を見据えた医療提供体制の構築や経営基盤の確立を念頭に置き、令和2年度に策定した「長崎県病院企業団第3次中期経営計画(令和3年度～6年度)」を追加修正する形で、今年度内に同プランを反映した「長崎県病院企業団第3次中期経営計画(後期計画)」の策定を進めています。

今後も地域が必要とする継続的で安定的な医療の確保を図るために、社会保障制度改革等の政策に適切に対応するとともに、それぞれの地域における課題や課題解決に向けた方向性、目指すべき目標などについて共通認識を形成しながら、今年度策定予定の「長崎県病院企業団第3次中期経営計画(後期計画)」の目標達成に向け、職員一人ひとりが当事者意識を持ち、企業団病院が一丸となって取り組んでいただきたい。

② 郷診郷創への取組の推進について

当企業団では、地域内で治療可能な疾患については、地域内で受診していただけるよう、「郷診郷創(地域での受診が地域を創る)」のスローガンを掲げて行政と一体となった取組を進めており、その実現のためには、地域住民に信頼される病院となるよ

う、患者満足度をさらに高め、魅力ある病院づくりに取り組むと同時に、医療技術の向上をはじめとする各病院の創意工夫ある取組や、経営の実態などを普段から積極的に広報していくことが重要であります。

また、特に離島地域の病院や附属診療所においては、患者ニーズを把握し、住民の健康に寄与していくために、行政と協働して、健康診断を積極的に進めていくべきであります。

なお、これらの取組を通じて、地域内での受診が地域の病院を支えるということを、ご理解していただけるよう努力することが重要であります。

③ 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額 88,144 千円で、不納欠損処分による一定の整理と未収金の回収により、前年度末に比べ 45,262 千円減少（対前年度比 33.9% 減）しています。

しかしながら、依然として多額の未収金を抱えていること、また翌年度以降の未収金となる現年度未収金において、翌年度交付となる補助金や公費負担の医療費などを除いても、多くの未収金がある病院が見受けられることから、さらなる縮減を図るため、効果的な発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収には特に注力し、回収に有効な訪問徴収などの計画的な取組を徹底して行い、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要があります。

また、分割納付の積極的な活用や連帯保証人への請求などの取組も強化する必要があるとともに、回収の見込みがない未収金については、不納欠損の事務処理を速やかに進め未収金の解消や整理に努める必要があります。

④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は令和3年6月の閣議決定において、後発医薬品の数量シェアを、令和5年度末までに80%以上にする普及目標を示しています。

当企業団の後発医薬品の採用状況は、令和4年度は85%以上とする目標値を設定し、企業団一体となって取り組みましたが、その実績は数量ベースで74.5%（前年度数量ベース75.4%）となり目標を達成できませんでした。

DPC 対象病院では80%以上となっていますが、それ以外の病院で採用率が低調な病院もあることから、国の目標の達成に向けて、なお一層の取組強化を図る必要があります。

⑤ 安全かつ効率的な資金管理・運用について

手持ち資金については、各病院と企業団本部において管理・運用されており、安全・

確実な管理・運用を原則に、一部の定期預金、債券による管理・運用以外は、大半が当座預金となっていますが、今後は資金需要や金利動向を踏まえ、企業団病院全体として、さらなる効率的な資金の管理・運用を行う余地があります。加えて、資金の管理・運用に関する方針等の策定を求めます。

⑥ 事務処理の適正化について

監査委員が実施する例月出納検査にかかる計理状況の報告については、長崎県病院企業団財務規程において翌月20日までの提出が規定されているものの、一部の病院においては、この報告が大きく遅延している状況にあります。例月出納検査は、毎月の出納事務を対象に、各病院から提出された計理状況の報告に沿って各計数の照合・確認を行い、現金の収入や支出の事務処理等が適正に行われているか確認する検査であり、各病院においては適正な決算整理を行っていくうえでも重要な検査の一つであります。本部も含め各病院は、その重要性を改めて認識のうえ、遅延なく計理状況の報告を行うとともに、監査委員からその内容について照合・確認の依頼があった際には、速やかに対応する必要があります。

また、各病院の会計処理や各種契約をはじめとする事務処理については、依然として軽微な誤りが散見されるとともに、一部には不適切な取扱も見受けられます。各担当者は過去の誤りや、監査における指摘・指導事項、入札・契約事務マニュアル等を十分確認のうえ事務処理を進めるとともに、上司は担当者の事務処理を確実にチェックするなど、改善に向けた取組を徹底する必要があります。

物品購入等の契約事務について、各病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例も見受けられます。特に離島においては、医療機器の入札に関し、競争入札を行っているにも関わらず、一者応札が多数見受けられ、競争性が十分に発揮されているとは言い難い状況にあります。今後とも、できる限り多くの業者が参加できるような発注方法の検討を進める必要があります。

(2) 講じた措置

① 病院経営について

企業団病院がある離島や県の周辺部では、年々、人口減少や高齢化が進んでおり、特に離島では、医療需要そのものが減少し、患者数の増加は望みにくい状況となる中で、いかに「縮小の時代を生き抜く知恵と勇気」を発揮しながら、医療機能を維持しつつ、地域の医療ニーズの変化に的確に対応していくか、常に検討していく必要があると考えています。

特に、新型コロナウィルス感染症発生以降は、「受診控え」といった患者の受療動向に変化が生じており、コロナの法的位置づけが2類相当から5類に見直された令和5

年5月以降も、コロナ前の水準に患者数が回復しない状況が続いている地域もあることから、こうした状況の分析を行い今後の医療需要も見据え、必要な対策を講じていくことが重要であると認識しています。

病院企業団においては、平成29年度から「郷診郷創～地域での受診が地域を創る～」をスローガンに掲げ、患者受療動向の分析や患者ニーズの把握を行い、その対策の実践や必要な情報発信など、行政と協働して、信頼される病院づくりに取り組んできましたが、引き続きこうした取組を強化し、患者の確保に努めるとともに、提供する医療の質の向上に取り組んでまいります。

また、企業団病院の中には、新型コロナウイルス感染症対策のため一部病棟を休棟し対応してきた病院や、建築後数十年が経過し建替計画を検討するタイミングにある病院が複数ありますが、今後の病棟運営や建替後の病床規模等については、アフターコロナにおける医療需要を見据えながら、県の地域医療構想との整合も念頭に置きつつ、引き続き検証を進めてまいります。

各地域の将来推計人口を見ると、働く世代の人口が大きく減少することが予測されており、今後は医療従事者だけでなく、介護従事者の不足も懸念されているところがありますが、各地域の介護従事者の不足は、退院後の患者の受入先の確保など、医療提供体制にも直接影響を及ぼす恐れがあることから、病院企業団では「地域で支える医療と介護」を新たにスローガンに掲げ、将来を見据えて、地元市町と連携を図りながら対応を進めてまいりたいと考えております。

令和6年度からは、新型コロナウイルス感染症対策にかかる臨時特例的な支援の廃止が予定されており、病院企業団を取り巻く経営環境は、さらに厳しさを増していくことが予想されますが、引き続き、患者確保や診療単価の増などによる収入増加対策や、収益に見合った費用削減対策に取り組むなど、経営健全化を図ってまいります。

なお、病院企業団においては、現行の第3次中期経営計画を見直す形で、現在、国が求める「公立病院経営強化プラン」の策定に取り組んでいるところでありますが、策定にあたっては、企業団職員一人一人がプランに掲げる目標達成に向か、当事者意識を持てるよう、各地域や病院ごとの取組についても、それぞれの課題や取組目標を明確にしたうえで策定しているところであります。今後、企業団病院が一丸となって目標達成に向けた取組を推進してまいります。

② 郷診郷創への取組の推進について

平成29年度から5か年計画で取組を開始した郷診郷創については、昨年度、令和4年度以降も引き続き取組を推進することで今後の方針を決定したところであります。病院企業団としましては、郷診郷創のさらなる取組を通じて、企業団病院が各地域で信頼される病院となるよう努めてまいります。

特に、人との接触や不要不急の外出が避けられていたコロナ禍においては取組が難しかった各種健診や人間ドックの受診日・受診項目の増、出前講座の開催などについて強化を図り、受診率の向上に努めてまいります。

また、受診者に対しては、受診内容の丁寧な説明や、受診後の細やかな声掛けを行うことで、信頼関係を構築するとともに、病院機関紙等による地域住民への情報発信についても積極的に取り組んでまいります。

なお、郷診郷創への取組の推進にかかる各病院並びに診療所の取組は別紙のとおりです。

③ 未収金対策について

未収金については、引き続き新規発生防止に努めるとともに、発生直後には特に早期回収を図ることを念頭に置きながら回収に取り組むほか、定期的な訪問徴収など計画的な取組を進めることで、その縮減を図ってまいります。

また、分割納付の積極的な活用や連帯保証人への請求などの取組も強化するとともに、回収の見込みがない未収金については、不納欠損の事務処理を速やかに進め、未収金の解消に努めてまいります。

なお、未収金対策にかかる離島地域の病院並びに診療所の取組は別紙のとおりです。

④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の使用促進については、これまで国、県の方針に沿って取り組んでいるところですが、毎年、企業長の職務目標として目標値を設定するとともに、企業団経営会議等においてもこれを議題として、さらなる使用を促しています。

また、今年度策定予定の「第3次中期経営計画（後期計画）」においても各病院の数値目標として盛り込む予定であり、今後とも計画的な後発医薬品の使用促進を図ってまいります。

なお、後発医薬品の使用促進にかかる各病院並びに診療所の取組は別紙のとおりです。

⑤ 安全かつ効率的な資金管理・運用について

資金の管理・運用については、金融リスクを避け、流動性を担保できる当座預金による管理を基本としつつ、資金の一部を債券で運用するとともに、マイナス金利政策の影響等により低金利の状態が続いた近年においては、債券の新規購入は控え資金の一部を定期預金において運用してまいりました。

一方、昨今の金利情勢を見ると、国債等の金利は上昇傾向にあることから、他の公立病院の取組状況や、各企業団病院の資金需要も踏まえつつ、今後の管理・運用につ

いて検討するとともに、運用方針等の策定についても検討してまいります。

⑥ 事務処理の適正化について

例月出納検査にかかる計理状況の報告については、本部も含め各企業団病院においてその重要性を改めて認識し、遅延なく対応するよう努めてまいります。

各企業団病院の会計処理や契約事務を含む事務処理全般については、適正な事務がなされるよう改善に向けた取組を各職場において徹底するとともに、特に重要な不備や共通的な誤りについては、引き続き財務事務担当者会議等を通じて各担当者へ周知するほか、府内LANを活用して過去の監査の指摘・指導事例等の共有を図ってまいります。

なお、令和6年度からは、財務会計システムの更新を予定しているところであります。これまでのシステムでは借方・貸方にかかる全ての勘定科目を手入力する必要があったのに対し、新システムでは一部自動入力化されるよう改善しており、伝票を起票する際の単純な入力ミス防止に寄与するものと考えております。

離島における医療機器入札については、可能な限り多くの業者が入札参加できるよう、公告の方法の見直しや、医療機器の更新時期及びメンテナンスの方法について、企業団としての何らかの対策を講じることができないか、引き続き検討を進めてまいります。

なお、事務処理の適正化にかかる各病院並びに診療所の取組は別紙のとおりです。

2 指摘事項に対する措置

指摘事項に対する措置状況については、各病院並びに診療所からの報告（別紙）のとおりです。

最後に、監査実施後に発覚した公金着服事件については、事件公表後、速やかにコンプライアンスにかかる職場内ミーティングを実施するとともに、各施設における具体的な再発防止策を策定しているところであります。

今後、このようなことがないよう、企業団職員一人ひとりが高い倫理観を持ち公正に業務を遂行するとともに、企業団全体の取組として再発防止策の徹底に努めてまいります。

令和5年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

監査の結果（意見）	講じた措置等	病院名（長崎県精神医療センター）
② 細診細割への取組の推進について	<ul style="list-style-type: none"> ○退院前訪問看護を実施し、退院後の療養上の指導を行い、スマートな地域生活への移行支援を行いました。 ○長期入院患者の退院後の地域定着のため心理士をはじめとする多職種連携によるプログラムを実施しました。 	
③ 未収金対策について	<ul style="list-style-type: none"> ○入院時に高額療養費限度額制度の説明を行っています。 ○退院が決まった時点で、概算額の事前連絡をするよう徹底しております。 ○退院当日に、医事及び病棟スタッフ双方で精算事務の完了を確認しています。 ○退院当日には、誓約書の徴収を徹底しています。 ○時間外預り金制度を継続して実施しております。 ○クレジットカード払いを導入しております。 	
④ 発生防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○電話、文書により督促を行っています。 ○不定期で、臨戸を実施します。 ○来院時面談の実施、分割納付にも対応しています。 ○入院・通院中で未収金がある患者について、精神保健福祉士と連携をとり、生活状況など情報共有し、ケースによっては精神保健福祉士同席での面談を実施しております。 ○時間外預り金について、未精算の場合診療費に充当しております。 	
⑤ 回収対策	<ul style="list-style-type: none"> ○連帯保証人が患者と親子関係の場合、連帯保証人に督促を行っております。時間が経過した過年度未収金で連帯保証人が患者と親子関係ではない場合、存否が不明なため督促に至っていません。 	
⑥ 連帯保証人への督促状況	<ul style="list-style-type: none"> ○支払い能力がありながら納入がない等、悪質性が判明した場合は検討いたします。 	
⑦ 支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	<ul style="list-style-type: none"> ○切り替え可能な品目の検討を行っています。 	
⑧ 後発医薬品の使用促進について		
⑨ 事務処理の適正化について	<ul style="list-style-type: none"> ○計理状況報告については、各担当の前月分の起票がすべて終わり次第、伝票のチェック等を行って作成に取り掛かるため、ある程度の時間を要し、また他業務との兼ね合いで期日に間に合わないこともありますが、今後は作成に早めに取り掛かれるようになりますが、期日内の提出ができるように努めます。 ○会計処理や各種契約事務においては、入札契約マニュアルの確認、複数人のチェック体制を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。 	

令和5年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

監査の結果（意見）		病院名（長崎県島原病院）
② 郷診郷創への取組の推進について	○多職種によるチーム医療を積極的に推進し、質が高く安心安全な医療の確保、救急医療を断らない医療の推進、地域の医療機関との連携による紹介患者数の確保、患者満足度を高めます。さらに、「ありがとう・ご意見箱」の設置や患者満足度の調査を行い、課題を把握し改善に努めてまいります。	講じた措置等
③ 未収金対策について	<p>○入院患者への対策を強化します。（支払が延納となる可能性の高い患者に対して、連携室メティカルソーシャルワーカーと一緒に、公的支援も含めての相談対応。退院日前の概算額提示など。）</p> <p>○入院申込書への記載内容を追加します。（患者、家族、連帯保証人、それぞれの勤務先欄、自宅と携帯電話の電話番号欄を追加し、患者及び関係者の身元をしっかりと把握することで支払いを免れることが困難であることを印象付ける内容を継続します。令和2年4月から預り金額を増額します。）</p> <p>○時間外預り金制度を継続します。令和2年4月からクレジットカードでの支払方法を導入しています。</p> <p>○平成30年7月からクレジットカードでの支払方法を導入しています。</p>	
④ 発生防止対策	<p>○文書送付による督促を徹底します。</p> <p>○昼夜の電話連絡による督促、月2回の臨戸訪問を行います。</p> <p>○来院面談を実施します。また、分納相談等による債権回収を実施します。</p> <p>○平成24年度から会計窓口の開設により利便性を向上させます。</p> <p>○未収者やその家族と接触出来ない場合、勤務先への電話連絡、臨戸訪問を行います。</p>	
⑤ 連帯保証人への督促状況	<p>○未収者やその家族と接觸できない場合や支払約束が不履行の場合には、連帯保証人に對して文書送付や電話連絡、臨戸訪問による督促を行います。</p>	
⑥ 支払督促度などの法的手続きの検討状況等	<p>○支払能力があり、かつ、悪質な場合は、弁護士と相談し、実施を検討します。</p>	
⑦ 後発医薬品の使用促進について	<p>○当院では、令和5年3月末時点で94.6%、令和5年10月末時点で94.7%と、数量ベースで90%以上を維持しており、今後も後発医薬品の使用促進の取組を継続します。</p>	
⑧ 事務処理の適正化について	<p>○計理状況報告については、遅延なく提出するとともに、照合・確認の依頼があつた際には速やかに対応します。</p> <p>○会計処理や各種契約事務にかかる適切な事務処理については、処理誤り等がないか確認を徹底し、適正に処理致します。</p>	

(別紙様式)

令和5年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

監査の結果（意見）	病院名（長崎県五島中央病院）
② 郷診郷創への取組の推進について	<p>○健診事業を効率的に進めいくための協議を行つており、さらなる件数増を図りたい。また、五島市と協議を進め令和4年11月より胃がん内視鏡健診を開始したので、確実に受け入れていきます。</p>
③ 未収金対策について	<p>○限度額適用認定申請の利用促進により、患者の窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなります。</p> <p>○診療費の一括払いが困難な患者については分納制度を案内し、相談を受けます。</p> <p>○会計ができるない時間帯の救急外来受診については預り金を徴収します。</p> <p>○督促書・催告書を発行します。</p> <p>○納入通知書を送付します。</p> <p>○電話連絡を行います。</p> <p>○来院時面談し状況確認を行います。</p> <p>○自宅訪問を行います。</p> <p>○患者本人による支払いが不能な場合には、連帯保証人へ連絡を取り支払いをお願いしています。</p>
④ 支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	<p>○基本的には分納相談や面談、戸別訪問等で対応します。</p> <p>○悪質な患者については今後法的手段も検討したい。</p>
⑤ 後発医薬品の使用促進について	<p>○年4回開催している薬事委員会において、使用量・金額ベースにおいて上位品目から順次採用する事を検討しています。その結果、令和5年度は令和4年度の92.4%から96.3%に上昇しております。</p> <p>○引き続き後発医薬品の使用促進に努めます。</p>
⑥ 事務処理の適正化について	<p>○計理状況報告については、遅延なく提出するとともに、照合・確認の依頼があつた際には速やかに対応します。</p> <p>○その他、各種事務については、チェック体制を強化し、適切な事務処理に努めます。</p>

(別紙様式)

令和5年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

監査の結果（意見）		病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）
② 部診診療割への取組の推進について	講じた措置等	<ul style="list-style-type: none"> ○五島市と定期的に業務連絡会を行うことで連携をとり、特定健診等の推進を図り、新規患者の取込みを行います。 ○五島中央病院と密接な連携を取り、地域内で対応できる疾患については地域内で完結できるようにします。
③ 未収金対策について		<ul style="list-style-type: none"> ○入院時の入院誓約書での連帯保証人を必ず記入していただきます。 ○時間外受診時には預り金を徴収し、預り金をいただけない方に 대해서は住所や連絡先の確認を行い、日誌に確實に記入を行っています。 ○時間外受診の預り金整理簿を作成し、長期間精算に來ていない方がいないか定期的に確認を行っています。
④ 発生防止対策		<ul style="list-style-type: none"> ○入院誓約書の保証人を確実に記入していただいている。 ○精算に来ていない方にについて、電話で連絡をとり回収に努めています。
⑤ 回収対策		<ul style="list-style-type: none"> ○連帯保証人にに対し協力依頼を行っていきます。
⑥ 連帯保証人への督促状況		<ul style="list-style-type: none"> ○地域、島内特有の額見知りが多いということで、法的手続きは慎重に検討します。
⑦ 支払督促制度などの法的手続きの検討状況等		<ul style="list-style-type: none"> ○院内で協議し、使用促進に努めています。 ○院外薬局と定期的に話し合いを行っているため、後発医薬品の使用促進についても連携を図っています。 ○計理状況報告について、伝票の締め処理を速やかに行い遅延なく提出するとともに、照合・確認の依頼があつた際には速やかに対応します。 ○会計処理や各種契約事務にかかる適切な事務処理について、その都度規程等の確認を行い、チェックリスト等を活用することで適正に処理します。
⑧ 後発医薬品の使用促進について		
⑨ 事務処理の適正化について		

(別紙様式)

令和5年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

監査の結果（意見）	講じた措置等	病院名（長崎県富江病院）
② 郷診郷薬への取組の推進について	<p>○五島市と協力して特定健診・骨がく健診の受診率向上に努めます。</p> <p>○訪問診療、訪問看護の充実を図り、退院調整をスムーズにし、地域包括ケア病床の安定稼働に努めます。</p> <p>○患者IDの統一に向け、同意書の取得件数の増加に努めます。</p> <p>○広報誌及びホームページを充実させ、幅広い世代に対して情報発信を行い、当院のイメージアップに努めます。</p>	
③ 未収金対策について	<p>○入院時は、連帯保証人をとっています。</p> <p>○時間外時には、保険証・住所・電話等の確認を行っています。</p> <p>○時間外時には、診療費の預り金を実施しています。</p>	
○発生防止対策	<p>○未収金の担当者を設置し、未収金の把握、分納申請の受付、未収金の抑制と回収強化に努めています。</p> <p>○未収金がある患者及び家族の来院時には、会計時に呼び止め、入金の依頼を行います。</p> <p>○電話にて督促を実施しています。</p> <p>○電話督促にて回収できない場合は、3ヶ月おきに督促状を発行し、郵送しています。また、銀行からも手数料なしで振込ができるように、納入通知書もあわせて送付しています。</p>	
○回収対策	<p>○連帯保証人に対する協力依頼を行っていきます。</p>	
○連帯保証人への督促状況		
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	<p>○悪質の場合があれば、最終的な手段として検討します。</p>	
④ 後発医薬品の使用促進について	<p>○後発品の積極的な使用に向けて、薬事委員会で先発品から後発品へ変更し、後発品の採用品目の増加に努めています。ただ、後発品の出荷調整が多数あり、後発品の納入に支障があるので、数量ベースで35%以上を目指しています。</p>	
⑤ 事務処理の適正化について	<p>○計理状況報告については、引き続き遅延なく提出することともに、照合・確認の依頼があつた際には速やかに対応いたします。</p> <p>○会計処理や各種契約事務につきましては、指摘のとおり適正に処理いたします。</p>	

令和5年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

監査の結果（意見）		病院名（長崎県上五島病院）
② 綱診郷倉への取組について	○健診枠、土曜健診、がん検診等について毎年町と協議し、健診受診率の向上のための意見交換を行っています。 ○令和4年度はコロナの影響で病院フェスタを開催できませんでしたが、地域住民との交流を通して病院や医療に関心をもつてもらうために今後の開催を予定しています。 ○薬剤や栄養等管理指導の件数を増やし、職員の接遇改善や環境整備を行うなど、患者満足度の向上を図ります。	講じた措置等
③ 未収金対策について	○発生防止対策 ○回収対策 ○連帯保証人への督促状況 ○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○限度額証の入院前取得を推進します。保険資格確認を徹底します。 ○原則、退院時・受診時支払いを徹底します。不可能な場合、入院・高額な外来診療費については分納・延納申請書を記載させます。 ○本人と連絡が取れない場合、又は本人と連絡がついても支払いに来ない場合に行っています。 ○悪質な事例については法的手続きを検討します。それ以外は、これまで通り分納相談や頻回の連絡、面談などで対応します。
④ 後発医薬品の使用促進について	○薬事委員会において、使用量・金額ベースにおける上位品目から順次採用する事を検討しています。安全性・有効性を確保しつつ後発医薬品の採用促進に努めます。	○計理状況報告について、遅延なく提出するよう努め、照合・確認の依頼があつた際には速やかに対応します。 ○会計処理や各種契約事務にかかる適切な事務処理について、職員の適正事務に向けた意識の徹底や職場内の情報共有、個人のスキルアップ向上に取り組み、今後は適切な処理に努めます。
⑤ 事務処理の適正化について		

(別紙様式)

令和5年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター）	
監査の結果（意見）	講じた措置等
② 郷診郷販への取組の推進について	①診療体制の維持(患者数R4年度27,143人と同人數を目標)②健診体制の維持(健診受診者R4年度1,795人と同人數を目標)③接遇改善(患者満足度調査及び研修会実施)の3項目について取り組み中です。R5.12月時点で①達成率74.8%、②達成率64.8%、③web研修会の開催及び患者満足度調査実施済です。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○当日支払が困難な場合は支払日を約束してもらうようにしています。また、預り金制度も導入しています。
○回収対策	○未収金発生後は電話連絡をします。連絡が取れない場合は文書にて通知します。
○連帯保証人への督促状況	○現在は事例がありません。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○従来どおり分納相談や戸別訪問等で対応します。
④ 後発医薬品の使用促進について	○上五島病院薬事委員会にて採用薬等を決定しています。引き続き使用促進を図っていきます。
⑥ 事務処理の適正化について	○計理状況報告について、遅延ない提出を心がけ、照合・確認の依頼があつた際には速やかに対応します。 ○会計処理や各種契約事務にかかる適切な事務処理について、漏れや遅延のないよう適切に処理します。

令和5年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

監査の結果（意見）		講じた措置等	病院名（奈良尾医療センター）
② 郊診郷割への取組の推進について	○健診の受診率の向上に向けて、来院患者への個別の声掛けと、毎年3月には町と綿密な協議を行い、健診を住民に推進しています。それと並行して平成27年度から夜間健診の実施、平成29年度からはみなし健診を実施して、健診を受診しやすい環境作りにも力を入れています。		
③ 未収金対策について	○当所は、入院や時間外診療もないため、未収金発生はほとんど無いが、あつた場合は、その場で当事者と相談し、その日可能な金額のみ当日支払ってもらい、残額の支払日を約束してもらうようにしています。 ○電話連絡を行い、連絡が取れない場合は文書にて通知します。		
○発生防止対策			
○回収対策			
○運帯保証人への督促状況	○現在、運帯保証人が必要となる事例は発生していません。		
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○発生時には、これまでどおり分納相談や戸別訪問等で対応します。		
○後発医薬品の使用促進について	○当所は上五島病院の附属診療所であるため、使用する薬品は上五島病院薬事委員会にて採用薬を決定しています。今後も引き続き使用促進を図っていきます。		
④ 事務処理の適正化について	○計理状況報告については、引き続き遅延なく提出することもに、場合・確認の依頼があつた際には速やかに対応します。 ○会計処理や各種契約事務にかかる適切な事務処理については、監査における指摘・指導事項、入札・契約事務マニュアル等を十分確認のうえ、適切な事務処理を進めよう努めます。		

令和5年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県対馬病院）	
監査の結果（意見）	講じた措置等
② 部診郷割への取組の推進について	○郷診郷割の取組で実施した令和4年度国保加入者の特定健診は1,004件、後期高齢者は180件の受診であります。
③ 未収金対策について	<p>○未収金管理マニュアルに基づき、防止対策を実施します。</p> <p>○電話・文書による督促・催告及び臨戸徴収を実施します。</p> <p>○回収対策</p> <p>○連帯保証人への督促状況</p> <p>○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等</p>
④ 後発医薬品の使用促進について	○未収金監理マニュアルに基づき、無資力者の選定を実施した後、支払督促を実施予定です。
⑤ 事務処理の適正化について	○令和5年3月末現在の採用医薬品数は1,412品目、うち後発医薬品がある先発品は171品目、後発医薬品は476品目です。今後もさらなる使用促進を図ります。
⑥ 会計処理について	○計理状況報告については、引き続き遅延なく提出いたします。照合・確認への対応は現在やや遅れ気味である為、依頼があつた際には速やかに対応いたします。 ○会計処理や各種契約事務にかかる適切な事務処理については、監査での指摘・指導事項を再度確認し適切に処理いたします。

令和5年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

監査の結果（意見）	講じた措置等	病院名（長崎県上対馬病院）
② 細診郷創への取組の推進について	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民への情報発信 地域情報紙「なんじやもんじや地域版」（上対馬町・上県町へは各戸配布）では、特別診療や健診、予防接種の案内及び病気や住民の健康に関する医療情報の提供を行っています。引き続き情報発信を行い、病院と地域住民とを繋ぐメッシュセンターとなるよう務めています。 ○病院周辺の清掃活動を年2回実施。2回とも職員が30名程度参加しました。 ○BLS普及活動 地域からの依頼を行っています。 	
③ 未収金対策について	<ul style="list-style-type: none"> ○時間外及び土曜・日曜・祝日にについて預り金制度を導入しています。 ・保険証持参の場合：3,000円（ただし、高額な検査の場合は5,000円）、保険証なしの場合は10,000円 ○クレジット払いの導入 ○時間外での島外住所患者は医事係に連絡し診療報酬計算を速やかにおこなうようにしています。 ○電話及び文書での督促・催告通知。 ○毎月訪問徴収を実施。（発生日から2カ月をめどに訪問をおこなうことにしています。） ○一括払いが無理な方については分割での支払いを早めに勧めています。 	○時間外及び土曜・日曜・祝日にについて預り金制度を導入しています。
④ 発生防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○回収対策 ○令和元年度分で、連帯保証人に督促しなければならない事例が発生し、連帯保証人の支払で完済。その後は連帯保証人への督促を必要とする事例は発生していません。 ○現在滞っている未収金はなく、まだ未収金の件数も少なく少額なため、これまでどおり分納相談及び別訪問で対応します。 	○計理状況報告については、遅延なく提出するとともに、照合・確認の依頼があつた際には速やかに対応します。
⑤ 支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	<ul style="list-style-type: none"> ○現在使用数の高い薬品から後発医薬品へ変更していますが、引き続き実施しています。 	
⑥ 後発医薬品の使用促進について		
⑦ 事務処理の適正化について		
⑧ 会計処理について		

令和5年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

監査の結果（意見）	病院名（長崎県立吉田病院）
② 部診郷創への取組の推進について	○吉田市並びに吉田医師会と協力し、特定健診及びがん検診の受診率向上に取り組んでいます。今後も、部診郷創の取り組みについては積極的に取り組んでまいります。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時に限度額適用認定申請の制度説明を必ず実施し、窓口負担額の抑制に努めています。 ○退院決定の際には、入院費用の概算額を事前連絡し、退院日の精算に努めています。 ○土日祝日等の時間外受診の際の預り金制度を継続して実施します。 ○上記対策により、今後未収金の発生防止に取り組んでまいります。
○回収対策	○未納通知、督促状を発行し、支払期限を定めて催促を行っています。 ○退院日に完納できない場合、分納計画（債務証書）の記入を求めて、計画に沿って電話連絡を行っています。 ○支払期限を過ぎた場合や分納計画に沿って個別訪問を実施しています。 ○未収患者が外来受診した時は、未収金の確認をおこない、入金を促しています。 ○上記対策により、今後も未収金回収に取り組んでまいります。
○連帯保証人への督促状況	○分納計画に沿って入金がない場合は連帯保証人へ連絡し、協力依頼を行っています。
○支払督促度などの法的手続きの検討状況等	○これまで通り分納計画や個別訪問で対応します。 ○他の企業団病院の法的手続きの実績を確認し、前例にならって事務手続きを行います。
④ 後発医薬品の使用促進について	○院内の後発医薬品使用割合が、令和5年度において90%を下回ったことから、今後使用割合の増に向け取り組んでまいります。
⑤ 事務処理の適正化について	○計理状況報告については、遅延なく提出するとともに、照合・確認の依頼があつた際には速やかに対応するよう努めてまいります。 ○会計処理や各種契約事務については、マニュアル等を元に適切に処理してまいります。

(別紙様式)

令和5年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

		病院名（長崎県精神医療センター）
		病院名（長崎県精神医療センター）
指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>1.未収金について 令和4年度末における過年度未収金は、9,861,241円で、前年度末と比較して約26万円の増加である。コロナによる制約があるものの、文書による対応のみとなっており、訪問など直接的な回収努力を行なう必要がある。また、早期回収が極めて重要であるが、現年度分においても2月調定以前のものが多く残されており、発生直後の早期回収が必要である。引き続き、未収金を抑制するとともに、その減少に努めること。</p> <p>2.給与について 看護職員処遇改善に係る特殊勤務手当について、育児休業等の場合に減額処理されていないため、適正に処理すること。</p> <p>3.服務について 週休日の振替ができなかつた勤務時間について、時間外勤務手当が支給されていないため、適正に処理すること。</p>	<p>1.未収金について 過年度未収金について、引き続き未収金の減少に努めるとともに、文書による対応だけでなく、対面相談、訪問等も行なうようになります。また、現年度分についても、引き続き電話による催告、来院時面談を行ないます。 過年度未収金・現年度未収金について、精神保健福祉士に生活状況の情報を求めたり、一緒に対面相談を行うなど院内で協力体制を強化し未収金の減少に努めています。</p> <p>2.給与について 看護職員処遇改善に係る特殊勤務手当については、指摘を受けた分については修正を行なう適正に処理しております。今後も適正な処理に努めてまいります。</p> <p>3.服務について 時間外勤務手当が支給されない該当者については、支給を行なう適正に処理いたしました。また、指摘を受けた後は、毎月振替と時間外勤務命合簿を照合し、支給漏れがないよう適正に処理しております。</p>	

(別紙様式)

令和5年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 令和4年度末における過年度未収金は、14,641,364円で、前年度末と比較して約192万円の増加である。未収金については、早期回収が極めて重要であるが、現年度分においても2月調定においても2月調定以前のものが多く残されており、発生後の早期回収が必要である。引き続き、未収金を抑制するに、その減少に努めること。	1. 未収金について 今後も電話催告、文書督促、訪問催告を実施し、新たな未収金の抑制とさらなる未収金の減少に努めます。

(別紙様式)

令和5年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

指 摘 事 項		措 置 状 況
1. 未収金について 令和4年度末における過年度未収金は、10,742,934円で、前年度末（補助金を除く）と比較して約522万円の減少である。しかしながら、過年度分及び現年度分ともに患者数、医業収益比が高く、さらなる改善が必要である。また、早期回収が極めて重要であるが、現年度分においても2月調定以前のものが残されており、発生直後の早期回収が必要である。 引き続き、未収金を抑制するとともに、その減少に努めること。	1. 未収金について 今後も計画的な戸別訪問、督/足状の送付など粘り強い督促を行い、引き続き未収金回収に努めます。また、新規に発生する未収金を極力抑えられるたために、現物給付制度の促進・分納制度の活用など入院中から医療費の相談を行ない、未収金が発生した場合は、速やかに面談・電話などにより、早期回収に努めます。	

(別紙様式)

令和5年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 令和4年度末における過年度未収金は、866,472円で、前年度末と比較して約76万円の減少である。発生直後の早期回収には特に力点を置いて取り組むなど、引き続き、未収金を抑制するとともに、その減少に努めること。</p> <p>2. 人事について 会計年度任用職員の労働条件通知書において、無給休暇の一ひとつとして産前・産後休暇が記載されている。また、月15日程度勤務している会計年度任用職員について、労働条件通知書にその勤務日数にかかる記載がないため、労働条件通知書に適切に記載すること。</p> <p>3. 契約等関係について 「酸素マニホールド更新工事」について、契約保証金免除摘要の規定の財務規程第148条第1項第6号としていたが、一者随意契約の場合、第8号を適用すべきであり、適正に処理すること。</p> <p>また、工程表の添付がなかつたが、契約金額が250万円以上であり、契約業者から工程表を提出してもらう必要があるため（財務規程第156条）、適正に処理すること。</p> <p>加えて、委託契約を行う際、契約相手方から示された契約書を、そのまま使用しているため、契約条件の差が大きいことから、県の会計課が示す契約書例を使用することや、相手方が示す契約書を使用する場合は条件を精査する等して、奈留医療センター側が一方的に不利にならないよう契約に努めること。</p>	<p>1. 未収金について 未収金の管理をきちんどを行い、精算が終わっていない方にについて早めに連絡を取るなど、新たな未収金の抑制・減少に努めます。</p> <p>2. 人事について 指摘のとおり適正に処理しました。</p> <p>3. 契約等関係について 今後、契約事務を行つ際には、その都度財務規程及び契約事務マニュアルを確認し、適正に処理します。</p>

令和5年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県富江病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 令和4年度末における過年度未収金は、375,169円で、前年度末と比較して約3万円の増加である。発生直後の早期回収には特に力点を置いて取り組むなど、引き続き、未収金を抑制するとともに、その減少に努めること。</p> <p>2. 庶務について 年次休暇の取得ができないないため、適正に処理すること。</p> <p>3. 服務について 「營利企業等従事許可申請において、勤務體様や報酬受取の有無の欄が空欄となっている。職務遂行上、能率の低下をきたす恐れがないかや、職員との間には特別な利害関係がないか判断する材料となるため、適切に記載してあることを確認の上、許可すること。</p> <p>4. 契約等関係について 委託契約全般について、予定価格の設定にあたり、参考見積の添付や積算根拠の明示がなかった。予定価格の設定に際しては、参考見積を徴求するなどして積算根拠を明確にしておくこと。</p> <p>4. 契約等関係について 「構築物及び建築設備調査業務」について、250万円を超えない随意契約の締結であるため、予定価格や契約書が作成されているため契約書を作成する必要があるが、契約書（請書）の作成がなされていなかつたため、今後、適正に処理すること。</p> <p>5. その他 伝票への企業出納員の押印漏れが多数見受けられた。決裁時に確認を行ない、適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 未収金管理を徹底し、早期回収・新規発生の防止に努めます。</p> <p>2. 庶務について なるべく早く年休の取得状況を把握し、年休が取得できる環境を構築します。</p> <p>3. 服務について 今後は、指摘のとおり適正に処理します。</p> <p>4. 契約等関係について 予定価格の設定の参考見積を徴取し、算定根拠を示すように努めます。 今後は指摘のとおり適正に処理します。</p> <p>契約締結時に、書類の確認を徹底し、適正に処理するように努めます。</p> <p>前年度実績を予定数量として、予定価格を算定します。</p> <p>今後は指摘のとおり適正に処理します。</p> <p>5. その他 チェック体制を強化し、適正に処理するように努めます。</p>

令和5年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 令和4年度末における過年度未収金は、3,723,458円で、前年度末（補助金を除く）と比較して約413万円の減少である。発生直後の早期回収には特に力点を置いて取り組むなど、引き続き、未収金を抑制するとともに、その減少に努めること。</p> <p>2. 濰外現金について 濰外現金の預かりについて病院では閲知しないように対応しているが、将来的に認知症の独居老人等も入院する可能性もあり、マニュアルの策定など適切な預かり方にについて予め検討しておくこと。（昨年度指導事項）</p> <p>3. 人事について 会計年度任用職員の採用（更新）にあたり、宣誓書及び次格条項についての申立書を微取していない。また、辞令の文言が「委嘱する」どなつているため、本部の様式等を参考にし、適正に処理すること。</p> <p>4. 給与について 時間給の会計年度任用職員の時間外勤務命令簿がなく、勤務時間実績簿により毎月の勤務時間を月に一度だけ決裁を行っている。時間外勤務を行わせる場合は、事前に時間外勤務命令簿により決裁すること。</p> <p>5. 勤務時間等について 薬剤師1名が年1,200時間、事務職員複数名が年700時間を超える時間外勤務を行っている。適切な業務分担・時間管理を行うこと。</p>	<p>1. 未収金について 今後も新たな未収金を抑制し、すでに発生している未収金の減少に努めます。</p> <p>2. 濰外現金について 現時点において、患者からの現金預かりについては対応していないが、マニュアル等の作成を含めた対応方法を検討いたします。</p> <p>3. 人事について 指摘後、適正に処理しています。</p> <p>4. 給与について 様式を変更し、事前に決裁を行うよう適正に処理しています。</p> <p>5. 勤務時間等について 該当職員と部署長へ部署内で業務分担をするように促し、時間外勤務の縮減に努めています。</p>

6. 契約等関係について
電子カルテの更新について、一部システム（物品管理システム）の納品が行われていないにも関わらず、契約金額の支払を行つていい。このような場合には、必要に応じて契約変更等の手続きを行い、契約内容の履行確認を行つた後、支払うべきであり、今後、適正に処理すること。

医療機器にかかる契約保証金の免除申請について、財務規程第148条第1項第3号を適用していたが、根拠資料が添付されていなかつた。同条項は国または地方公共団体に対する同種、同規模の履行証明実績の2件以上の確認が要件となるため、今後は適正に処理すること。

また、随意契約にかかる根拠規定についても、誤つて同条項を適用していたため、今後は適正な条項に基づき随意契約を実施すること。

一者随意契約（特約店）のものについて、起案文書には随意契約を締結する理由が記載されたが、随意契約検討シートの作成がなかつたため、随意契約検討シート作成のうえ添付すること。

予定価格調書の作成について、予定価格調書に記載されている予定価格と設計書に記載されている設計額が異なるケースがあつた（CT、ベッドサイドモニタ）。予定価格の設定に際しては、積算根拠を明確にしておくこと。

6. 契約等関係について
一部の納品が行われていない場合は、支払いをせず必要に応じて契約変更等の手続きを行い、契約内容の履行確認を行つた後支払うように、今後は適正に処理します。

契約保証金の免除申請について財務規程第148条第1項第3号を適用する場合は根拠資料を添付し、国または地方公共団体に対する同種、同規模の履行証明実績の2件以上での確認を行うように、今後は適正に処理します。

随意契約にかかる根拠規定について、適正な条項に基づき契約を実施するように、今後は適正に処理します。

一者随意契約（特約店）のものについて、随意契約検討シートの作成添付するよう、今後は適正に処理します。

予定価格調書の作成について、予定価格の設定に際しては積算根拠を明確にするよう、今後は適正に処理します。

(別紙様式)

令和5年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

指摘事項	措置状況
<p>1.人事について 会計年度任用職員の労働条件通知書において、無給休暇の一つとして産前・産後休暇が記載されているため、会計年度任用職員設置要綱の内容と一致させること。</p> <p>2.契約等関係について 「透析排水処理設備の部品交換」にかかる随意契約について、請書を作成していったが、請書は250万円を超えるものである。当該随意契約は250万円を超える請書に代えることから、適正に契約書の作成を行うこと。</p>	<p>1.人事について 指摘後、適切に処理しています。</p> <p>2.契約等関係について 指摘後、適切に処理しています。</p> <p>単価契約における予定価格の積算においては、本来、「契約期間中の支出予定額＝予定価格」であるが、「単価＝予定価格」としていたため、予定価格調書の作成を省略していません。予定価格の積算においては契約期間中の総支出予定額を予定価格とし、財務規程に沿った適正な事務処理を行うこと。</p>

令和5年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 人事について 会計年度任用職員の労働条件通知書において、無給休暇の一ひとつとして産前・産後休暇が記載されているため、会計年度任用職員設置要綱の内容と一致させること。</p> <p>2. 契約等関係について 医療機器の契約保証金について、財務規程148条第3号で免除としたが、2件以上の履行証明の添付がなかつた。国または地方公共団体に対する同種、同規模の履行証明実績の2件以上の確認が必要であるため、適正に対応すること。</p> <p>3. その他 前払（資金前渡）した際の資金前渡精算書が作成されていなかつたため、今後、適正に処理すること。</p>	<p>1. 人事について ご指摘の通り、無給休暇の産前・産後休暇を削除して、会計年度任用職員設置要綱の内容と一致させよう改めました。</p> <p>2. 契約事務について 契約保証金の免除の際は、同種・同規模の履行証明書を2件以上添付するようにいたしました。</p> <p>3. その他 資金前渡した際は、必ず資金前渡精算書を作成するようにいたします。</p>

(別紙様式)

令和5年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

指 摘 事 項	措 置 状 況	病院名（長崎県対馬病院）
<p>1. 未収金について 令和4年度末における過年度未収金（補助金を除く）は、29,536,219円で、前年度末と比較して約684万円の減少である。しかしながら、過年度分及び現年度分とともに、対患者数、医業収益比が高く、さらなる改善が必要である。また回収においては、2月調定以前にあたっては、早期回収が多めであるが、現年度分においても2月調定以後にあたっては、早期回収が多めである。引き続き、未収金を抑制するとともに、その減少に努めること。</p> <p>2. 勤務時間等について 週休日の振替により、勤務日となつてゐるにも関わらず、通常の勤務時間に時間外勤務を命ぜている事例があつたため、適正に処理すること。</p> <p>3. 契約等関係について 100万円を超える医療機器等の購入を行う際に、検査員の任命に関する手続きが行われないなかつたため、適正に処理すること。 一者隨意契約を実施する場合、隨意契約シートの作成が必要だが、作成がなされないなかつたため、今後、一者隨意契約を実施する際には、隨意契約検討シートを作成すること。</p>	<p>1. 未収金について 新たな未収金を抑止する措置として、未収金取扱要領に基づき電話確認、文書督促を徹底し、未収金の減少に努めてまいります。</p> <p>2. 勤務時間等について 時間外命令簿確認の際に出勤簿と照合し、適正に処理いたします。</p> <p>3. 契約等関係について 検査員任命及び隨意契約シートの作成に関して指摘後、適正に処理しております。</p>	

令和5年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 服務について 会計年度任用職員設置要綱について、休暇等の取扱が本部の取扱と異なっているため、適正に処理すること。	1. 服務について 指摘後、速やかに適正な処理をおこなっています。 2. 契約等関係について 第1号、及び財務規程139条を適用し随意契約で対応していたが、予定価格は単価×予定数量で判断し、100万円を超える場合には、契約手続きなど適正に事務処理を行うこと。
一者随意契約について随意契約検討シートが作成されていなかつた。相手方を特定して一者のみから見積書を徵取する場合で、予定価格が30万円を超える（物品購入、委託の場合3万円超）場合は、随意契約検討シートを作成すること。	今後は適正な処理をおこないます。 「陰圧維持管理装置（フイリップス）」の賃貸借契約について、予定価格を超過して業者決定している。決定に際しては必ず予定価格調書を確認し、適正に処理すること。 また、契約書が作成されていなかつたが、賃貸借契約は金額の大小に関わらず物件の仕様や故障の際の対応などを明確にする観点から契約書を必ず作成する必要があるため、適正に処理すること。
「POCT用遺伝子検査装置」や「個人用透析装置」について、予定価格調書と調書内の内訳金額が異なつているため、適正に処理すること。	今後は適正な処理をおこないます。

令和5年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 令和4年度末における過年度未収金は、16,993,681円で、前年度末と比較して約13万円の減少である。しかししながら、過年度分及び現年度分とともに、対患者数、医業収益比が高く、さらなる改善が必要である。未収金については、早期回収が極めて重要であるが、現年度分においても2月調定以前のものが多く残されており、発生直後の早期回収が必要である。引き続き、未収金を抑制するとともに、その減少に努めること。</p> <p>2. 服務について 年次休暇の取得ができていないため、労働基準法等に則って適正に対応すること。</p> <p>会計年度任用職員の病気休暇について、90日を超えて承認しているため、会計年度任用職員設置要綱等に則って適正に対応すること。</p> <p>3. 契約等関係について 「交通誘導警備業務」については、予定価格三単価などとなっていた。単価契約の入札においては、予定価格三単価×年間予定期数（単価×年間予定期数）を併記すること。</p> <p>250万円を超える契約において「契約書」ではなく「請書」としているものが複数件あった。財務規程第144条契約書の特例において、250万円を超えない指名競争契約又は随意契約を締結する場合においては、請書又は承諾書をもって、前条の契約書に代えることができるとして規定されているため、250万円を超える契約においては、漏れなく契約書を作成すること。</p>	<p>1. 未収金について ご指摘のとおり、新たな未収金の抑制・未収金の減少に努めます。</p> <p>2. 服務について 3月に一度各所属へ取得状況をお知らせし、計画的な取得を促しています。令和5年正規職員の取得率は94.9%で、常勤医が1名である診療科（小児科・眼科・産婦人科）について代診医の確保が伴うため100%とはなりませんでした。労働基準法等に則って適正に対応していきます。</p> <p>休職発令等会計年度任用職員設置要綱に則って適正に対応を行います。</p> <p>3. 契約等関係について 「交通誘導警備業務」については、次年度より指摘のとおり併記するよう処理します。</p> <p>ご指摘のとおり、250万円を超える契約においては、契約書の作成を行います。</p>